メンタルヘルスにおける職場復帰支援プログラム

職員厚生課　健康管理担当
（以下　健康管理担当）

第1ステップ
療養開始・療休中

療休者からの診断書の提出 ― **管理監督者からの報告** ― **療養中の支援**

- 管理監督者は、精神系疾患による療休者が出た場合、人事課に診断書を添付して療休等申請書を提出するとともに、産業医及び健康管理担当に療休者の状況を連絡する。
- 管理監督者及び健康管理担当は、療休者に対しては、療休中の手続きや職場復帰支援の流れについて説明を行い、安心して療養に専念できるよう助言する。
- 管理監督者及び健康管理担当は、療休者の状況を随時把握し、産業医に報告する。
- 管理監督者及び健康管理担当は、職場復帰支援のために必要な事項について療休者に連絡を取る。また、療休者が不安に感じていることに関して、十分な情報提供を行う。

第2ステップ
職場復帰訓練前

主治医による職場復帰訓練可能の判断

- 管理監督者は、療休者から職場復帰の意思表示があった場合は、健康管理担当に連絡する。
- 健康管理担当は、療休者の意思や体調の確認をするとともに、管理監督者からの意見を聞く。

第3ステップ
職場復帰訓練開始

職場復帰訓練可否の判断 ― **職場復帰支援プランの作成** ― **職場復帰訓練実施**

- 主治医及び産業医は、療休者の回復状況を確認し、職場復帰訓練の可否についての判断を行い、診断書を作成する。（主治医・産業医、各１通）
- 管理監督者及び健康管理担当は、本人・主治医・産業医の意見をもとに、「職場復帰支援プラン」を作成する。
- 管理監督者は、「職場復帰訓練申請書」に「診断書２通（主治医・産業医、各１通）」を添えて職員厚生課経由で人事課に提出する。
- 療休者は、「職場復帰支援プラン」に基づき職場復帰訓練を実施する。（「職場復帰訓練実施要綱」に準ずる）

第4ステップ
職場復帰決定

職場復帰訓練実施報告 ― **職場復帰支援プランの調整** ― **最終的な職場復帰の決定**

- 管理監督者は、「職場復帰訓練」の結果等を健康管理担当、主治医及び産業医に報告する。
- 主治医及び産業医は、療休者の体調や職場復帰訓練の達成状況等を確認した上で、職場復帰の可否を判断し、診断書を作成する。（主治医・産業医、各１通）
- 主治医及び産業医から意見等を聞き、「職場復帰支援プラン」の調整をする。
- 管理監督者は、「出勤・復職願」、「職場復帰訓練実施報告書」、「復職診断書２通（主治医・産業医、各１通）」を人事課に提出する。

第5ステップ
職場復帰後

職場復帰後のフォローアップ

- 管理監督者は、復職した本人の体調や勤務状況等を把握する。
- 産業医及び健康管理担当は、本人や管理監督者に対し定期的な面談を実施し、「職場復帰支援プラン」の調整を行いながら再発予防に努める。
- 管理監督者や同僚等のストレスや負担の軽減についても配慮する。